明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令（経済産業二五）　一

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委二九）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（法務二四二～二四七）　二
○保安林の指定をする件（農林水産九五七～九六〇）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同九六一～九六八）　三
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項第二号の規定に基づき経済産業大臣が定める事由を定める件（経済産業一一〇）　五
○消費生活用製品安全法第二十一条の規定による届出があった件（同一一一）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通四七四）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一三〇）　七
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一三一）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局一〇四）　八
○道路に関する件（四国地方整備局五三）　八

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕
栃木県　兵庫県　鹿児島県　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九
国家試験
平成二十三年度通訳案内士試験公示（観光庁）　一〇
平成二十三年度浄化槽管理士試験の実施について（環境省）　一二
平成二十三年度防衛省職員採用Ⅲ種試験公告（防衛省）　一二

〔公　告〕
諸　事　項
官庁
有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し、国営土地改良事業の工事完了関係　一三
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一三〇
会社その他

省　令

○経済産業省令第二十五号

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第七条、第八条、第九条及び第十条の規定に基づき、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十六日

経済産業大臣　海江田万里

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）」に改め、「農商工等連携事業関連保証」の下に「並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証」を加える。

第八条中「並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」に改め、「農商工等連携事業関連保証」の下に「並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証」を加える。

第九条中「並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」に改め、「農商工等連携事業関連保証」の下に「並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証」を加える。

第十条中「並びに中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を「、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に改め、「経営承継関連保証」の下に「並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証」を加える。

附　則

この省令は、平成二十三年五月十六日から施行する。